

議案第 3 号

君津市特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について

君津市特別会計設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

学校給食事業を一般会計へ編入するため、君津市特別会計設置条例（昭和 45 年君津市条例第 31 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市特別会計設置条例の一部を改正する条例

君津市特別会計設置条例（昭和45年君津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 君津市学校給食特別会計の平成27年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

君津市特別会計設置条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p><u>(1)</u> 省略</p> <p><u>(2)</u> 省略</p> <p><u>(3)</u> 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p><u>(1)</u> 君津市学校給食特別会計 学校給食事業</p> <p><u>(2)</u> 省略</p> <p><u>(3)</u> 省略</p> <p><u>(4)</u> 省略</p>